平成２７年（フ）第１８０号
千葉県習志野市鷺沼１丁目３番９号
債務者　中村　安臣
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　手塚　孝樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月17日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６６号
栃木県栃木市片柳町４丁目４番11号
債務者　金子　優也
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石島　　力
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第６０号
熊本県玉名郡南関町大字下坂下113番地２
債務者　西山嘉津子（旧姓猿渡）
1　決定年月日時　平成27年12月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　益田　博文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２７年（フ）第６１号
熊本県玉名郡南関町大字下坂下113番地２
債務者　猿渡　八郎
1　決定年月日時　平成27年12月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　益田　博文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２７年（フ）第５９号
秋田県横手市増田町増田字本町89番地８
債務者　石田　　光
1　決定年月日時　平成27年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　康博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第４０４号
岐阜市末広町25番地９（メゾンドカルチェ106号室）
債務者　美谷腸好伸
1　決定年月日時　平成27年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑　　良平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１７９６号
名古屋市瑞穂区洲雲町３丁目26番地　ブロアセレッソ502号
債務者　加藤友理香（旧姓平居）
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝江　優美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月12日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４３号
熊本県荒尾市増永1257番地
債務者　久保田千草
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋吉　克洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
熊本地方裁判所玉名支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１２０号
北海道苫小牧市日吉町４丁目４番11号　リアル三条101
債務者　佐伯　美果（旧姓吉岡）
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第６０２号
宮城県黒川郡富谷町鷹乃杜２丁目６番２号
債務者　佐藤　新一
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７１６号
仙台市若林区三百人町117番地　青葉ハイツ２号館312
債務者　菊池とし子
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３５６号
埼玉県所沢市東所沢１丁目21番地の33　ビューフレア301、申立時の住所埼玉県所沢市東所沢２丁目９番地の７　サンフロンティア106
債務者　保坂　雅志
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６０４号
埼玉県所沢市美原町２丁目2933番地の10　メゾンミハラ１―201
債務者　芹田　里美
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２６４号
埼玉県東松山市新宿町22番地23　ラークⅡ102号
債務者　大山　芳彦
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１２３号
長野県上田市神畑乙123番地１
債務者　美甘佳世子
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第３３５号
静岡県沼津市今沢106番地　エーデルハイム106
債務者　加藤　　智（旧姓黒木・筧）
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係